

## 第6回 昭島市事務事業外部評価委員会

### 議 事 要 旨

〔日 時〕 平成26年11月17日（月）18：00～21：00

〔場 所〕 昭島市役所 6階 602・603会議室

〔出席者〕

#### 1 委員

和田篤彦委員長、船越洋之副委員長、出雲明子委員、竹井和子委員、村上龍男委員、

#### 2 事務局

早川企画部長、灘家行政経営担当主幹、板野財政課長、滝瀬財政係長、進藤企画調整担当主査、吉野企画調整担当主任

#### 3 傍聴者 6名

〔配布資料〕

- ・第6回事務事業外部評価委員会 次第
- ・平成26年度事務事業外部評価事業説明シート及び資料

〔議事要旨〕

#### 1 外部評価対象事業事前説明

事務局から事務事業外部評価説明シート及び資料一式の内容を説明し、担当課より対象事業の説明に入った。

事業番号7 特別支援教育事業

【説明員：宇都宮指導課長、稲富統括指導主事、加藤特別支援教育係長】

統括指導主事より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆前回、昭島市の取組みは遅れているという話があったが、都が主導的役割を担っているのなら都が行った方がよいのではないかと。指導員・介助員の処遇が市ごとに異なるのでは、お金があるところとないところ、あるいは考え方の違いで取組にずれが生じ、都の意図している方針とはずれてくる。それが教育の不均衡につながると思われる。困るのは子どもたちである。すべてを都が担うのではなく採用までは市が現場に応じて行き、処遇・身分の保証を都が一括して行う方がよいと思われる。処遇面

に関して臨時職員という身分的に安定していない状況でどれだけ質の高い教育が可能なのか。研修や育成の説明があったが身分的に安定していない中で質の高い教育を行うのは難しく、それは制度的な問題だと思われる。質問というより意見になってしまったが、制度の問題として実際に今言ったように都が前面に出て行うことは可能か。【村上委員】

○区市町村によって教育委員会が設置されており、それぞれが独立した行政機関である。区市町村ごとに状況が違うためにそれぞれに教育委員会が置かれているということが前提にある。教員の配置について、任命権・人事権は都にあるので正規の教員は都が給料を支払い、身分保障をしている。ただし服務管理に関しては市町村の教育委員会が持つという状況である。都のスタンスでは知的固定学級は児童・生徒8人に一人、通級指導学級では10人に一人の教員で十分であるという考え方でいる。国の考え方ではそれにプラスして特別支援教育支援員の予算を地方交付税で措置しているという状況である。【指導課長】

◆事業を受ける側の立場として問題提起させていただいた。各市で質が変わることによって被害を受けるのは子どもたちであると思う。教育を受ける側の子どもたちが意思表示できない中、大人として彼らのためにどうあるべきかということのを都に考えていただきたい。次にエリアネットワークについては具体的に機能しているのか。【村上委員】

○都立あきる野学園がエリアネットワークのコーディネーターと連携し機能し始めている。市教育委員会で研修や会議にも関わってもらい、計画2年目で徐々に進んでいるところである。【統括指導主事】

◆特別支援学校は都立、特別支援学級は市立の学校にあるということだが、通級学級指導員の賃金は地方交付税で措置されているのか。【竹井委員】

○市の一般財源で賄っている。【指導課長】

◆内部評価シートの現状における課題欄に通級指導学級指導員の活用による巡回指導について記載されているが、1年間の実績について伺いたい。【竹井委員】

○通級指導学級指導員は1日4時間で週3日の配置である。通級指導学級の担任は指導員の配置によって在籍校を巡回する時間を確保できる。24年度までは担任が職場を離れることができず土曜日の学校公開時にボランティアの形で見に行っていたが、25年度から通常の授業時間帯に在籍校への訪問が可能になり、子どもの在籍校での様子を見学し在籍校の担任との情報交換の時間も確保でき、円滑に進められるようになったというのが効果である。【統括指導主事】

◆指導にあたった教員の達成度について、課題としてあげられることはあるか。【竹井委員】

○達成度について、25年度は年3回の訪問にとどまっているのもう少し回数を増やしたいという課題がある。また通級の担任から在籍校訪問をして在籍校の担任と情報交換し、そこで気づいたことを保護者の同意を取りマンツーマンで子どもに指導したいという意見があった。それらの課題については年度内に評価し次年度に改め、つなげていきたいと考えている。【統括指導主事】

◆年3回では状況を伺っただけで終わってしまうのではないか。指導にあたるならその倍になっても足りないと思われる。生徒数によっても違いが出てくると思われ、そのあたりの稼働性というのは実際問題としてあるのか。【竹井委員】

○通級学級数を増やしたいと考えている。1人の児童につき3回の訪問だが10人児童がいれば30回訪問することになる。通級学級を新規に開設し正規の教員を増やすことにより、10人の児童の訪問を2

人の教員で行うのではなくより多くの教員で行えれば、よりきめ細やかな指導が可能になると考え計画を進めている。【指導課長】

◆特別支援教育推進計画に基づき指導員・介助員の専門性の向上を図るとあるが、具体的にどのような面での専門性の向上を目指しているのか。【竹井委員】

○現在特別支援学級で指導にあつたっているものの多くは小中学校教員免許を所持し、大学で基礎的に特別支援教育を学んではいないが、特別支援教育の専門の免許は持っていない。都がそこに配置して指導にあつたっているというのが現状である。その中で専門的な知識を身につけていかなければならないため、特別の研修、部会を設けて勉強している状況である。【指導課長】

◆特別支援教育の教員免許所持者を採用するという計画はあるのか。【竹井委員】

○都で採用された場合、通常の小中学校に配置ではなく特別支援学校に配置される。中には特別支援教育の免許と通常の教員免許を複数所持している教員もいるが、本市では3人程度である。【指導課長】

◆特別支援教育に携わりたいという学生はたくさんいる。教員免許は取れたが採用されずにやむを得ずほかの仕事を探しているという声をよく聞く。需要はあるはずで、そういう学生を採用していただきたいということを意見として述べさせていただいた。【竹井委員】

◆介助員という名称と指導員という名称があるが、何を区別するために違うのか。【出雲委員】

○介助員は知的固定学級に配置され毎日同じ児童・生徒が通ってくる学級で指導にあつている。指導員は通級指導学級に配置され、1週間に8時間を限度にそれぞれの児童・生徒が通ってくる学級で指導にあたる。【統括指導主事】

◆それぞれの要綱から業務内容を確認したが、それを見る限りなぜ名称を統一していないのか判然としない。【出雲委員】

○指導員は実際にはソーシャルスキル、教科指導面で教員の補助をしている。固定学級の介助員は実際に一人で行動することが難しい児童・生徒の介助や付添いにあたることもある。知的固定学級の中では児童の能力の差が大きく、そこで付添ってコミュニケーションをとれるようにしている。【指導課長】

◆指導員の方は教育面でのサポートを行う。介助員は介護、ケアを重視した支援を行うということだと思うが、名称を分ける必要性はあまり感じられない。【出雲委員】

○委員のご意見についてもっともだと思うご指摘もあり、名称に関しては今後検討させていただきたい。【指導課長】

◆教育に携わる者の立場から、介助という言葉が現場では適切かもしれないが指導員という名称の方がより良い気がした。新しく指導員というものを作った時に「介助員」という名称では難しいと判断したのか。【出雲委員】

○固定学級については付添って支援・介助がメインであったため介助員という名称になった。【指導課長】

◆介助員と指導員は時給が異なるのか。同じであれば名称も統一した方がわかりやすい気がした。また、地方公務員法第22条5項の採用ということだがこれはなぜなのか。【出雲委員】

○臨時職員の任命はこの条項に基づいている。【特別支援教育係長】

◆第22条5項は原則任期1年の更新なしなので常時の職の採用にふさわしくないとと思われるが、実態としては1年で別の人を採用しているのか。【出雲委員】

○半年更新で1年間の雇用。その後本人の意思を確認し更新している。長期的に続けていただいている方の方が多い。【特別支援教育係長】

◆時給はいくらなのか。【出雲委員】

○時給 1,000 円で昭島市の臨時職員賃金要綱に基づき、教員免許所持者の時給に合わせている。【特別支援教育係長】

◆障害児に対応するというので加算はあるのか。配慮が必要な児童の支援は大変だと思うが、現状では確保ができないというわけではないから賃金を上げる必要はないということなのか。【出雲委員】

○加算はない。職務内容はハードで介助員の方の負担は確かに大きいと思う。そういったところも考慮しなければならないと思うが、今のところは基準に基づいて支給している。【特別支援教育係長】

◆今は教員の採用が少なく、こういう仕事をしている若い人が多いと思ひ、こういう方たちは正規の職につけることが望ましいが、年齢層としては若い方が多いのか。

○通級の指導員は現在 4 名で主婦の方、リタイアした方、教員希望者の方もいる。【特別支援教育係長】

◆若者が低賃金で働くというのは社会全体の問題としてあり、正規の雇用創出が望ましいという考えから、市が非正規の雇用を増やすのはどうなのかという考えと、一方で教員免許を眠らせてしまっている主婦層の方の発掘は望ましいという考えと両面があると回答をお聞きして感じた。次に特別支援教育計画の中でエリアネットワークの関係機関として保健所が挙げられているが、どういった役割なのか。【出雲委員】

○多摩立川保健所からいただいた研修案内をエリアネットワークに紹介したことがある。青年期の支援について支援を要する児童へのアプローチのための研修などを保健所が実施しており、それをタイアップして実施したこともある。学校では研修を実施する際に教員だけを対象として実施する傾向があるが、こういったところから関係機関と連携を進めたり、また相談事業での連携も進めている。ただこのネットワークは稼働し始めたばかりなので、今後充実を図っていく必要があると感じている。【統括指導主事】

◆保健所が特別支援に関する研修を行うという点で詳細な内容をお伺いしたい。【出雲委員】

○例えば児童・生徒へのアプローチといったところでなかなか本音を明かさないことがある。それまで一般的な研修を行っていたが、それが発達障害から起因するところがあるのではとか、そういった面から多角的にアプローチしていくといった内容など、関係のある研修を取り入れている。【統括指導主事】

◆特に多摩立川保健所だけがやっているのか。介助員や指導員の専門性を向上させるという観点からネットワークを組むのに適切どころと考えると、学校はもちろん関わってくると思うが、保健所はあまり関係性がないように思われた。それよりは医療機関などが適切かと思われるがどうなのか。【出雲委員】

○医療機関とのかかわりもあるが保健所の方が情報を多く持っているという面で関係機関として入っていただいている。【統括指導主事】

○医療機関との連携について、就学相談、お子さんを就学させるにあたりどういう学校に行ったらいいかを判断する機関がある。市の医師会を通じて精神科、小児科の医師に来ていただき連携を取りながら相談をさせていただいている。【特別支援教育係長】

◆介助員の仕事内容を考えた時に、教員免許は必要なのか。【船越副委員長】

○要綱に学習、集団行動等の指導とあり、児童・生徒を指導するうえでは教員免許を持って専門性のある方に入っていただく必要があると考えている。【統括指導主事】

- ◆介助の専門の方もおり、そういった方に教育面での研修を受けてもらい指導してもらった方が効率的なのではないか。教員免許にこだわらずに有能な方を活用いただきたいと思う。時給 1,000 円で働いているのも志が高くなければできないと思うが、その点についてどうお考えか。【船越副委員長】
- 介助員についても一年ごとの更新でやっていただいている。意欲を持って仕事にあたっていただいております、次年度の雇用の話も断られることは少ない。学校側からも学校の実情を分かって指導にあたっていただくのにふさわしいという評価をいただいた上で更新してもらっている。【統括指導主事】
- ◆民間の力を活用する予定はあるのか。【船越副委員長】
- 教育という中にとどまっているという面もあり、民間や関係機関の力も使って進めていきたいとも考えているので今後検討していきたい。【統括指導主事】
- ◆予算の関係で、25 年度決算額は補正後の予算より少なく済んだが 26 年度予算が増えているのはなぜなのか。【船越副委員長】
- 決算は予算額を下回る形になっているが、あくまでも結果である。旅費の場合、継続して介助員・支援員を務めていただいている方がいるが、その方が変わる可能性もあり、予算編成もこの時期から始まっていることから、一定程度確保する必要があると考えている。【財政課長】
- ◆直接事業費については市に裁量があるのか。なければ介助員の賃金単価を上げた方がよいと思われる。【船越副委員長】
- 市の予算の組み方としては全体の臨時職員賃金の賃金単価表に基づいて職種や資格所持者の賃金が決まっている中で組まざるを得ないというのが現状である。【財政課長】
- ◆特別支援教育推進計画の内容について、教育委員会の立案によりこの計画が作られたとなっている。専門性が高いものだがどういった形でどういうメンバーで作られたのか。【和田委員長】
- 計画の 34 ページにこの計画の策定委員会のメンバーが記載されている。23 年度に学校、教育委員会関係者で構成したものを翌年度に大幅に見直し、学校関係者、市の関連部署、あきる野学園、保育園幼稚園関係者、保護者の代表という委員構成にした。当初教育委員会で作成した計画について保護者の方から「文章が硬く読みづらい」、保育園幼稚園関係者からは「幼稚園保育園と小学校の連携が見えづらい」といった意見をいただき、その点で見直しを図り 25 年 2 月に策定した。【統括指導主事】
- ◆計画についてプランが 5 つありそれぞれ取組む内容が示されているが、実際どこの担当者が何をやるかを示した具体的な実行計画はあるのか。【和田委員長】
- どの担当者が何をやるというものを年度で示して、年度のどこで中間評価をするかという計画は作っている。【統括指導主事】
- ◆昨年度から始まり 1 年経過した。実行計画に対し計画通りだったか、計画通りでない場合、翌年度にフィードバックしていくのだと思うが、そういった実績の評価をしているのか。【和田委員長】
- 特別支援教育推進委員会という専門家チームをつくりそこで評価をいただいている。25 年度を取組としてはまだまだでそれを今年度にフィードバックしているところである。【統括指導主事】
- ◆評価、やり方については随時状況に応じて改定しながら進めていくという考えだと理解した。次に啓発活動について、市民に対し理解を高めてもらう取り組みだと思うが、25 年度は準備期間、26 年度施行という予定になっているが具体的にどういったことをしたのか。【和田委員長】
- 26 年度に市民向け説明会を実施した。特別な支援を要するお子さんたち、ボランティア活動をしている保護者の方に発達障害について市民向けに講演していただき、42 名の方にご参加いただいている。

【統括指導主事】

◆関係者の参加が主なのか。【和田委員長】

○関係者にも周知をしているが市民一般に投げかけている。1回目は保護者の参加が24名、2回目は学校の取組を紹介させていただき保護者の参加が41名、関係者については73名、その中には市外からの参加もあった。【統括指導主事】

◆それでは質問は以上とする。評価シートをご記入いただきたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号8 市立会館管理運営【説明員：片岡社会教育課長、塩野社会教育係長】

社会教育課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆市民からの要望、意見に基づいて改善されたことはあるか。ある場合どのような内容か。【竹井委員】

○職員の対応が悪いというご意見をいただくことがあり、そういったご意見は利用者に気持ちよくご使用いただくために会館職員への指導に反映させている。以前は会議室等のキャンセルをしたい場合に手続きに来ていただいていたが、ご意見をいただき電話で対応可能なことから、キャンセルの電話受付を開始した。【社会教育課長】

◆市民が会館運営にかかわるような具体的な策はあるか。【竹井委員】

○会館構想最後の武蔵野会館については運営協議会による管理運営がなされている。こういった形で市民に参加していただけることは理想的だが、その運営方法はなかなか広まらない。そういったことから27年度より一部の会館でロビーを利用し展示コーナーを設置する予定である。この展示コーナーを自分たちの活動の発表の場とすることで、団体同士のつながりができれば将来的に会館運営への参加につながるのではないかと考えている。【社会教育課長】

◆公民館には運営審議会があるが、公民館だけに限られているものなのか。【竹井委員】

○公民館は法的に位置づけられた施設である。市立会館は法的裏付けがなく、現状では審議会はない。利用者から声があれば、運営への参加につながっていくものと思われる。【社会教育課長】

◆利用者が多いにもかかわらず武蔵野方式が広まらない。会館を使用しているが必要だという認識が芽生えないところに問題があると思われる。利用者の意識を変える働きかけはしているのか。【竹井委員】

○25年度は全体で延べ35万人の利用があった。自分の参加団体が利用はするが、運営には興味がない方が多いのかもしれない。団体同士で交流ができる場を設けていくことでその風潮を少しずつ変えていきたいと考えている。武蔵野会館では計画段階から近隣住民との意見交換を重ねており、その途上にコミュニティ組織ができるというタイミングであった。タイミングがよかったということに加えて昼間は市民課の職員がいて窓口を開設している。会館によって運営に要する負担が違うこともあるた

め、この方式がすべての会館にあてはまるものではないとも感じている。【社会教育課長】

- ◆市民課業務の人件費はこの事業費には入っていないが、運営費は入っているということだと思う。その意味から相互利用で運営費が削減されているのは武蔵野会館だけなのか。【出雲委員】
- 玉川会館に市民課の出張所が併設されているが住民票等の発行だけではなく納税なども行っている。市民課の職員がいて会館運営のための職員もいるので運営費が削減されているわけではないことから、そういった意味では武蔵野会館だけである。【社会教育係長】
- ◆どれだけ会館の利用に空きがあるかということとも関係するが、他の課と会館を共有するような方向性、アイデアは他にあるか。【出雲委員】
- 学童クラブは同じ建物に併設はされているが業務的には全く違い、学童の指導員が会館の窓口業務も行うということはないので運営費削減にはつながらないと思われる。空きという点では部屋の稼働率は高いと認識しており、部屋の利用という点では介護福祉課で行っている高齢者のための事業で利用するなど、現在も他課が講習会などの事業で利用するといったことはある。【社会教育課長】
- ◆保育室が設置されている会館があるが、一般の方が利用しているのか。市の事業を実施する際に利用するわけではないのか。【出雲委員】
- 基本的に他の部屋でイベントが行われる際に保育の必要があれば使っている。それとは別に25年度は学校内で工事が行われる関係で、学童クラブが一時的に会館を利用することがあった。【社会教育課長】
- ◆市立会館の定義にもよるが保育室、パソコン室、卓球施設と幅広い用途の部屋を設置しているがどういった理由からか。【出雲委員】
- 本来の目的が航空機騒音遮断のための施設である。航空機騒音の対策として集会室、学習室、休養室、保育室といった部屋を備えるという条件のもとに建設されている。【社会教育課長】
- ◆コミュニティーセンターとは違うものなのか。【出雲委員】
- 今年松原町にコミュニティーセンターが開設されたが位置づけ違うものである。【社会教育課長】
- ◆一般的に家庭で行うことで騒音のためにできないことを行う私生活上の目的の施設ということだと思うが、今の流れとしては個人利用というよりは、コミュニティーセンター的な利用が多い。そういったものは目的には合わず、むしろ個人で過ごすことが目的なのか。【出雲委員】
- 学習室だけは個人利用可能で、コミュニティーセンターとは一線があるがオーバーラップした部分もあり、一義的には騒音対策もあるが多くの方に利用いただき、団体同士の連携、コミュニティーセンター的な機能も果たしたいと考えている。【社会教育課長】
- ◆事業を実施し参加を募るということはしておらず、利用したい方が利用する施設という理解でよいのか。【出雲委員】
- 介護福祉課やスポーツ振興課が主催する講習会等の事業で使うということ以外、こちらで事業は行っていない。【社会教育課長】
- ◆コミュニティーセンターでは事業を行っているのか。【出雲委員】
- 松原町コミュニティーセンターはもともと斎場としての利用を可能としている。現状ではセンターで事業を実施するという利用形態ではない。【社会教育課長】
- ◆機能としては似ていると思われるが、どうなのか。【出雲委員】
- 松原町コミュニティーセンターの利用は有料で、会館は無料である。【社会教育課長】

◆管理員と臨時職員の違いについて伺いたい。【出雲委員】

○管理員は一般公募で夜間及び土日を勤務日とし一年間の雇用契約である。基本的には昼間が再雇用・再任用職員に努めてもらっているが、再任用が不足する場合はその時間帯に臨時職員を充てている。

【社会教育課長】

◆建築後 45 年以上経過した施設はあるか。【出雲委員】

○拝島会館だけである。【社会教育課長】

◆この施設が大きな修繕を要しているのか。【出雲委員】

○毎年どこかで定期的に修繕を施している。【社会教育課長】

○拝島会館は耐震診断の結果、耐震補強の必要性があるということで来年度に耐震補強工事を実施する予定である。窓サッシについても建設当初のものなので併せて改修をする。本体部分については建設後何年経過したから修繕を施すというような考えではなくそれぞれ必要に応じて行っている。冷暖房についても年数に応じて順番に改修している状況である。【社会教育係長】

◆利用者の延べ人数を示しているが、実数は把握しているのか。特定の人が何度も利用している可能性はあるか。【船越副委員長】

○否定はできないが、団体で予約できる回数を月 3 回までと制限しているので特定の人が独占的に使用というのは難しい。【社会教育課長】

◆26 年度は都の支出金がなくなり、国庫支出金も減っているがどのような理由からか。【船越副委員長】

○耐震改修等の関係で防衛からの補助金をいただいているがその増減によって変わってくる。25 年度はさらに財源が必要な部分に都の総合交付金を充てた。26 年度は国の補助金だけで賄うように予算計上したため都の支出金は計上されていない。今後工事費の多寡によって充てなければならなくなるかもしれないが決算にならなければわからない。【財政課長】

◆会館別コストの資料について作成目的は何か。【船越副委員長】

○通常予算編成の段階では光熱水費 11 館分というような形で計上しているので 1 館ごとのコストが分かりづらい。そのためこういう形で資料としてお出しした。【社会教育課長】

◆この資料では委託料がほぼ会館割りになっている。一括で契約を行っているためだと思うが、固定費と変動費を分けて変動費の管理を行った方がコスト管理の役に立つのではないかと、ということを見聞として申し上げる。次に受益者負担はなかなか進められないのが現状なのか。【船越副委員長】

○途中からの導入は難しいということと、近隣市の状況から料金設定はあっても使用目的に沿った部分は減免、無料と設定している市が多く、それほど大きな額は入ってこないと考えられる。昭島市で同じことをすると現状では利用料を徴収できるところがなく、徴収するためにあえて利用範囲を広げる必要があるのかどうかと検討中である。【社会教育課長】

◆管理を民間に任せるような考えはあるか。民間に任せの方がサービスの質が上がると思われるが、どうお考えか。【船越副委員長】

○当然検討しなければならない課題であり、他市においても指定管理や近隣の自治会にお願いしている市もあるが、現状の形態では難しい部分もある。日中の形態と夜間の形態を分けていることもあり、それを一括しなければ難しいため、今後も引き続き検討していく。【社会教育課長】

◆全部でなくて一部から拡大していくという考えもある。【船越副委員長】

○夜間も運営しており、また退職後の職員の職場という市としての位置づけもあり、そういったことか



らも今後検討していく必要があると認識している。【社会教育課長】

◆市立会館の利用案内に「公民館のような利用方法を推進している」とあるが、それなら公民館という位置づけではだめなのか。市立会館の使命もあるのだから市民に明確に示した方がよいと思った。どういった意図でこのような説明になったのか。【村上委員】

○現在の市立会館は貸館、貸室業務がメインである。本来であれば公民館事業のような使い方が望ましいのかもしれないが、そのためには一定の職員を配置しなければならず、そこまではできないが利用上は公民館のように使っていただきたいという趣旨からこのような説明となった。【社会教育課長】

◆公民館のような利用方法を進めて、住民による運営を推進する方向性はないのか。住民のアイデアを活かす、市の活性化につなげるという意味では、市の職員を配置するよりお金もかからず、いろいろなアイデアが出てくる可能性が高いとおもうが、どうお考えか。【村上委員】

○公民館的な使い方をしながら住民の方に運営してもらうのは理想的ではある。ただ、コスト面からいうと武蔵野会館の場合、夜間と土日の運営を協議会にお願いしているのだが運営補助金という名目で支出があるのでコストを抑えられているのかというと、若干抑えられているという程度であり、他と極端に差があるわけではない。【社会教育課長】

◆夜間については専門の警備会社に任せるべきだと思う。機械警備やいろいろな方法がある中で管理員を雇う必要性・妥当性を感じられない。民間の警備会社に市立会館を含めた市の施設全体の警備を委託すれば効率的な警備、安全性の確保を図れるのではないかと思うが、それについてはどうお考えか。【村上委員】

○管理員が行っている夜間の業務は警備業務ではなくて午後6時から10時までの部屋の貸出業務である。日中と同じ業務の続きで10時まで貸し出しを行い10時半からは機械警備を実施している。【社会教育課長】

◆受益者負担について、質問への回答書の中で「慎重な検討を要する」とあるが、受益者負担は行わないということなのか。【村上委員】

○有料化が望ましいという提言はあるが、それに基づいて他市の状況を調べると現状では市立会館になじまないものと感じられた。【社会教育課長】

◆他市の状況を考えるというのも必要だとは思いますが、市としてこうあるべきという考えを持っていただきたい。市立会館はどこの市にもあるというわけではないと思う。飛行機の騒音がないところは関係ない。だとすれば昭島市としての独特な活用法を考えるべきである。コミュニティセンター、運営協議会、そういうところを使って地域住民にやってもらう、アイデアを出してもらって街の活力を図っていくべきである。現状、住民は市がやってくれることを待っているというスタンスだが、住民が社会に対して何で貢献できるかを考え、認識を持つような教育、啓蒙を市民にすべきで、住民に任せるとするのはそういうことだと考えている。そういう形で行っていかなければ、良い形で利用させたいと思っても思っているだけで終わってしまう。市の特徴を打ち出しながら進めていくということを常に考えていただきたいが、こういった意見についてはどう思われるか。【村上委員】

○受益者負担については、市立会館だけではなく全体的に見直しを考えている。そういう方向性にあるということをご承知おきいただきたい。【行政経営担当主幹】

◆何でもかんでも受益者負担にすべきだとは思っていない。市は必要なところにはお金をかけるべきで、必ずしも節約、コスト削減という意識しかなくて、住民に対するサービスの低下、街の活性化が削が

れるようなことになっては本末転倒であると思っている。【村上委員】

○市立会館について他市の状況を見ると料金設定はある。ただ本来の目的に沿った使用については無料というところが多い。目的外使用は有料だが極一部であって、その極わずかな料金の徴収についてすべきかどうかを考えている最中である。【社会教育課長】

◆受益者負担について、視点をどこにみるのか。利用者に応分の負担をしてもらい市の歳出を減らすというのが一般的な見方だと思うが、それだけでは十分ではないと考えている。利用する市民ももう少し視点を考えてもらいたい。例えば学習室について、平日の午前中は利用者が少ない。にもかかわらず終日明かりが点けばなしの会館があった。自分の家だったら必要な時に必要な場所しか点灯しないはずである。自分で支払う金ではないということで全部点けてしまう。家庭で通常持っているコスト意識を公共施設利用時にも持っていただくよう、利用者に対して教育するために受益者負担を行う、こういう視点でとらえていかないと、単に市の歳出削減という視点だけではだめだと思う。そういう視点は取り入れているのか。【和田委員長】

○委員長のおっしゃる通り財源が発端にあり、利用されている方に負担していただくということを考えている。市立会館としての性質を考えると徴収は難しいなど、それぞれの施設、その目的から考え方は違うと思うが、市の施設全般に言えることだが受益者負担について見直しの時期に来ていると考えている。【行政経営担当主幹】

○午前中誰もいない状態でも電気が点いているというご指摘には反省しなければならない。3.11以降、節電については各会館とも徹底をお願いしており、誰もいない部屋の電気は消す、通路の電灯も最小限にする等努力はしているが、改めて徹底させていただく。そうすることがコスト意識を持ってもらうという啓発にもつながると考えている。【社会教育課長】

◆次に委託化について、図書館分館は委託によってサービスがよくなったと感じている。また児童館についても利用者に聞くと、とても良いと聞く。市民として利用した時にそういう風を感じる。委託化はコストの問題だけではなく、対人折衝のサービスの質の向上が図れるということだと思う。こういう視点も委託化の重要な要素である。その観点から市立会館一館を委託した場合、現状のコストはどれくらい削減されるのか、シミュレーションを行ったことはあるか。【和田委員長】

○議論はあるがコストのシミュレーションまでは行っていない。【社会教育課長】

◆それでは質問は以上とする。評価シートをご記入いただきたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

～閉会～